新広報伊方町

発行所 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 町長公室
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話 ㊀0091番

目は正常かな もうすぐ一年生

ぼくも、わたしも四月からいよいよ学一年生です。

きょうは、お母さん手をとられ小学校への「顔見せの日」です。

お兄さん、お姉さんたちが行っている小学校の教室へはじめていりました。

広い教室には、立派な机、椅子があり、絵や習字がたくさんはりつけてありました。

教室で簡単なテストと目や耳の検査を受けました。

先生もたいへんやさしく安心できます。

これからお兄さん、お姉さんたちといっしょに勉強をしたり運動をすることになります。

いつまでも甘ったれ子ではいけません。

素直なよい子になって、いっしょうけんめい勉強しなくては……

◇

お父さん、お母さん、お子さんガミ、イライラ指導はだめです。

これではかえって逆効果です。

特に学習指導は、伸び伸びとお子さんと楽しい会話の中で進めることが大切です。

現在、お子さんの「しつけ」「健康」に気をくばられていることでしょう。

(関連記事二面にあります)

お母さん、短気になってのガミガミ、イライラ指導はだめです。

これではかえって逆効果です。

特に学習指導は、伸び伸びとお子さんと楽しい会話の中で進めることが大切です。

視力検査

可愛いお目めで一心不乱に見つめています。

丸のうちどこに穴があいているかな！

上、下、左、右、小さな指がその方向をしめします。

○・九以下のお子さんは精密検査を……

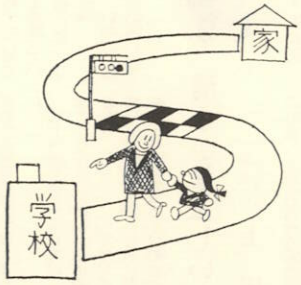

新入学近し

まず 通学路に慣れさせましょう

右側通行を規則正しくちょっとの油断、悪ふざけが大きい事故のもとです。注意を！

年金制度

通算されます

わが国には、現在八種類の年金制度があります。

いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金、または退職年金がその人の年金給付の中心となっていますが職業によって加入する制度が異なっています。

会社や工場に勤める人は厚生年金保険に。

船舶や漁船の乗組員は船員保険に。

農業や自営業を営む人は国民年金に

官公庁に勤める公務員や公共用団体の職員は各種共済組合に加入することになっており、すべての国民がいずれかの年金制度に加入する国民皆年金の体制がしかれています。

これらの年金制度においては、いずれも老後の所得保障を目的とした老齢年金、または退職年金がその人の年金給付の中心となっていますが職業によって加入する制度は、老齢（退職）年金をうけるためには、二十年もしくは二十五年という長期間、その制度に加入していることが条件となっています。

したがって、ひとつの年金制度において老齢（退職）年金をうけるために必要な加入期間を満たす前に転職等により他の年金制度の加入者となった人は、いずれの年金制度からも老齢（退職）年金がうけられないということになってしまいます。

これでは、せっかくの国民皆年金体制は名ばかりで、実効を伴わないことになりますので、各年金制度の加入期間を合算して、一定の加入期間があるときは、各年金制度からそれぞれの加入期間に応じた通算老齢年金、または通算退職年金を支給することによって老後の所得保障をすることとしています。

これが通算年金制度です。

通算される年金制度

加入期間が通算される年金制度は、つぎの八種類の公的年金制度です。

(一)厚生年金保険
(二)船員保険
(三)国民年金
(四)国家公務員共済組合
(五)地方公務員等共済組合
(六)私立学校教職員共済組合
(七)公共企業体職員等共済組合
(八)農林漁業団体職員共済組合

通算される加入期間

通算の対象となる加入期間は、原則としてひとつの年金制度の加入期間が一年以上あり、かつ、昭和三十六年四月一日以後の加入期間となります。

ただし、脱退手当金をうけた期間はのぞかれます。

また、国民年金の任意加入の対象とされているサラリーマンの奥さんや、すでに老齢年金、退職年金、恩給などをうけている人とその奥さんで、国民年金に任意加入しなかった期間があるときは、その期間も通算の対象となる加入期間です。

このほか、昭和三十六年四月一日において、現に加入していた共済組合制度の同日まで引き続く加入期間は通算の対象となる加入期間でなければなりませんが、厚生年金と船員保険の加入期間は、同日以後にいずれかの年金制度に加入すれば、同日前の加入期間も通算の対象となる加入期間となります。

なお、この受給資格期間の「二十五年」については、昭和五年四月一日前に生まれた人は、年齢に応じて十年から二十四年までの短縮措置がとられています。

通算老齢年金の支給開始年齢は厚生年金保険など被用者の年金制度は六十歳から、国民年金は六十五歳からです。

なお、厚生年金保険では在職者でも六十五歳に達すれば、在職通算老齢年金が支給されます。

受給要件を満たしたときは、早めに加入していた各年金制度に請求手続をいたしましょう。

通算老齢年金の受給要件

厚生年金保険の加入期間が一年以上あって

(一)各年金制度の加入期間と合算して二十五年以上あるか。

(二)国民年金制度以外の加入期間と合算して二十年以上あるか。

(三)他の年金制度から老齢年金、退職年金または、恩給などをうける資格がある場合には、通算老齢年金の受給資格期間を満たしていることになります。

児童手当 支給範囲ひろがる

児童手当の支給範囲が、本年四月から、つぎのように拡大されます。

◎義務教育終了前の児童を含む、十八歳未満の児童を三人以上養育していること。

これまでは、三人以上の児童のうちに、昭和四十六年四月一日現在で十歳未満の児童がいることが必要でした。

しかし、ことしの四月からは、その範囲がひろがって、三人以上の児童のうちに、義務教育終了前の児童（中学校を卒業するまでの児童）がいれば支給されるようになります。

なお盲学校、ろう学校、養護学校の中学部に在学している児童や就学義務を免除または猶予されている児童については、十八歳未満であれば義務教育終了前の児童に含まれます。

また、この児童手当は、各種の福祉年金や児童扶養手当などを受けている人でも支給されます。

児童手当の額は

児童手当の月額は、ことし四月から、三人以上の児童のうち、出生順に数えて三人目以降であって、養務教育終了前の児童一人につき三千円です。

該当者には、個人別に通知をいたしますので各部落の民生児童委員さんのところで手続きをすませてください。

また、調査もれなどで三月二十日までに通知のない方は、三月中に役場福祉課まで申し出てください。

4月から新たに児童手当を受けることができる人と児童手当の額がふえる人との例

（3月までは、3,000円に［　］の数をかけた額です。
4月からは、3,000円に［　］と［　］の数をかけた額になります。）

新たに児童手当を受けることができる人

児童が16歳、14歳、［12歳］の3人の場合
4月から　3,000円×1＝3,000円

児童手当の額がふえる人

児童が16歳、14歳、［12歳］、［7歳］の4人の場合
3月まで　3,000円×1＝3,000円
4月から　3,000円×2＝6,000円

助産所使用料を改正

町の助産所使用料が、助産施設入所措置費の基準額が改正されたことなどから、つぎのように改正されました。

◎分べん介助料

一万円を↓一万五千円に

ただし、伊方町の区域外に住所を有する入は一万七千円。

◎胎盤処置料

二百円を↓五百円に

それぞれアップされました。

いままで七日間入所して約一万八千円かかっていた助産料が、約二万三千円程度になります。

火の用心

春さきは、空気が乾燥して非常に火災が発生しやすい状態下にあります。火災は、大切な財産を一瞬のうちに灰にしてしまうほか、尊い人命までも奪ってしまいます。恐しい火災を未然に防ぐには、家族ぐるみで火の始末に万全を期してください。バケツ1杯の水でも初期消火には、たいへん役立ちます。風呂水は、夜のうちに捨てないように……火災発生の場合 119番へ…

「しつけ」をしっかり

学習指導伸び伸びと

今春、新しく小学校へ入学されるお子さんをおもちのご家庭では入学準備などで、お忙しいことと思います。

小学校入学は、お子さんの人生にとって大きなできごとですから、ご家庭でも、心の準備、からだの準備に万全を期しましょう。

身のまわりのしつけ

◉ひとりで、着物をぬいだり着たりできる。また用便もひとりで。

◉雨具やはきものは、きちんとしまつができる。絵本やおもちゃのあとかたづけができる。

◉ひとりで、洗顔、はみがき、手洗いができる。

◉ランドセルの中の学用品の出し入れができ、ひとりでせおうことができる。

ことばのしつけ

◉名前を呼ばれたとき、はっきり「ハイ」と返事がいえる。

◉自分の家の住所、保護者名、学校名をいえる。

◉自分のことを話すときは、「ぼく」「わたし」をつかうことができる。

◉日常のあいさつ（おはよう、さようなら、いってきます、ただいま、いただきます、ごちそうさまなど）がいえる。

◉幼児語を使わないよう努めてください。

おかあさん方の心がけ

おかあさん方は、つぎのことに心がけてください。

◉眼、鼻、のど、歯などに疾病があったら、いまのうちに治療しましょう。

◉字は自分の名前をひらがなで書いたり、読んだりできる程度とし、学用品や雨具などの持ち物全部に学年、なまえをはっきり書いてください。

◉交通事故防止のため、こどもさんをつれて歩く時は、右側通行横断のしかた、信号の見方ができるように。

◉我、下校の安全な道順をきめておく。

◉欠席するときは、理由をメモか電話で連絡してください。

◉学校には集団行動が多くなりますので、わがままを通したりすると、みんなの迷惑になりますので気をつけてください。

多い子どもの交通事故

☆新入生のみなさん　気をつけて☆

都会はもちろん農村でも、もはや安全地帯はなくなったと言われるほど、交通事故による犠牲者がふえています。

とくに子どもの交通事故は全国的に毎年ふえるばかりです。

四月から新入学児童の通学もはじまります。

かわいらしい一年生が交通事故でけがをしたり、命を失ったりすることは何としても防がねばなりません。

新入学児童のいるご家庭では何かと心づかいをされていることでしょう。

悲惨な交通事故をおこさないように、とくに事故防止のために注意を与えてやってください。

百七十一人が新入学

学校名	新入学児
伊方小学校	六十七人
水ケ浦小学校	二十人
有寿来小学校	八人
豊之浦小学校	二十人
九町小学校	四十七人
二見小学校	九人
計	百七十一人

交通災害共済

家族ぐるみで加入を

こどもも交通災害共済の加入時期がまいりました。

町では、三月一日から各部落をまわり加入推進を行ないます。

万一の事故にそなえて、家族ぐるみで加入しましょう。

◎**加入資格**

年齢に制限なくどなたでも加入できます。

◎**共済掛金**

大人　年額六百円

中学生以下　年額三百五十円

◎**共済期間**

昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日まで

◎**見舞金**

七日以上の傷害	五千円
一カ月以上の傷害	二万円
三カ月以上の傷害	五万円
六カ月以上の傷害	十万円
死亡の場合	五十万円

◎**申込先**

役場町長公室または、町見支所

旧軍人等の恩給金額改定

恩給法の一部が改正され、つぎのような条件の方々の恩給金額は、実在職年に加算年を加えた年数と階級とによって計算され、四十八年十月一日から改定支給されることになりました。

このような方々は、それぞれ自分で手続きをしなければなりませんので、お心あたりの方は現在受けている恩給証書、印鑑を持参のうえ、福祉課へおいでください。

記

一、普通恩給扶助料を受けている七十歳以上の方。

二、普通扶助料、公務扶助料、三号扶助料（増加恩給受給者の平病死）などを受けている妻子の方（年齢に関係なし）

三、普通恩給受給者で増加恩給や傷病年金、特別傷病恩給などをあわせて受けている方（年齢に関係なし）

ちょっと一言

清らかな正しい人生を

二見老人クラブ会長　上田　辨三

人間の生きがいは、人それぞれに考え方が異っていると思います。

いかなる地位の高い人でも、お金持でも、財産家でも、自分で生きがいを感じない人は、生きがいを知らない人ではないかと思います。

どういう苦難にも、それと戦いそれに打ち勝ち、その日その人生の努めを果すところに生きがいを感じるものではないでしょうか。

私は、明治、大正、昭和と七十余年の間、時代の平穏も喜怒哀楽も苦難も経験して参りました。

七十六歳を過ぎた今日では、歳とともに社会の活動からは遠ざかり、只々平凡にして毎日運動程度の村婦調管理の仕事に精をだし、時々老人クラブの会合に出席して老友のみなさんと話し合い、語りあって老人クラブ活動の勉強をさせていただいています。

日頃の楽しみとして、まだまだ健康であることを生きがいとしていますが、さてこれからは老人ともに続々老化して行くことは申すまでもありません。

耳は遠くなり、目はうすくなり足腰は弱り、若い者とは話し相手にならない、老友は年々少なくなり愚痴と孤独でただただ長生することが人生の生きがいとなってまいります。

長寿とともに生きがいを感じることは、心の修養であります。

老いて益々の老人教育の向上に務め、身心とも清らかな正しい人生を終えることが、私の生きがいであると思います。

最後にわたし等老人の方々や独居老人の方々、不幸にしてお気の毒な方々がおられるかと思いますが、心の修養につとめられ生きがいを感じてほしいと思います。

善意箱

献本に感謝

中央公民館内にある図書館へ、つぎの方々から多数の献本があり、紙上より厚く感謝申し上げますとともに、このあたたかい善意の本を有意義に利用させていただきます。

「波の塔」他十四冊亀井清弘氏（仁田之浜）より。

「現代伊予人」他六冊三宮真幸氏（仁田之浜）より。

「志賀直哉全集（十巻）」二冊能成氏（仁田之浜）より。

◎**伊方遺族会**（松下義行会長）では、二月十五日役員さん方が豊浦の八幡神社境内、忠魂塔の清掃を行ない関係者からよろこばれました。

火工左官さんの日給

四千六百円

伊方町建築組合では、一月二日総会（太師講）を開き、その席上四十九年度の大工、左官、板金工さんの日給を、昨年より千円アップして一人役四千六百円に決定しました。

＝お礼＝

兵庫県明石市鷹匠町五の六にお住いで青果商を営業され鷹匠市場会長の要職にある上田満茂氏（鳥津出身）より一万円。

広報編集費用にとご寄付いただきました。

紙上より厚くお礼申し上げますとともに、ご健康と活躍をお祈り申し上げます。

物価抑制特別貯蓄運動

昭和49年1月～3月

◎ 物もお金も大切に

◎ 貯蓄で守ろう

われらのくらし

伊方町

愛媛県貯蓄推進委員会

人

昭和49年1月末現在
世帯数　2,469戸（－4戸）

人口　9,107人（－7人）｛男4,330人（－9人）｛女4,777人（＋2人）｝

えんむすび

昭和49年1月1日
1月31日

お誕生

おめでとう

昭和94年1月1日
1月31日

おくやみ

昭和49年1月1日
1月31日

編集後記

つい先日、新年が明けたかと思えば早くも三月です。

三月号（一五六号）をここにお届けします。

今月号は二ページにしました。

四月号は、四十九年度の当初予算の紹介や昨年につづいて実施する「出かせぎ者と郷里を結ぶ懇談会」現地ルポ（静岡県三島市、大阪市の二会場）を計画しています。

また、町外に居住して活躍されている方々のうち氏郷伊方町を発展している人たちへ〝あなたにとってふるさとは〟のタイトルで募集した作品を掲載する予定です。

これは、伊方町特有の自然を生かし、文化の香り高い新しい豊かな町づくりをめざすには、町外に住む町出身者がながめた「伊方町の生き方」を探索し、こんどの町づくりに生かすことは有意義であり且つ、大切なことと考え募集したものです。

都会に住みついて町出身者が希望する理想郷は……町出身者の声を聞き、考えるよい機会でもあります。

ぜひご一読を！

（O・Y）